

「次世代育成支援対策推進法」

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

一般事業主行動計画

性別に関わりなく職員が活躍できる環境整備構築ため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

目標 1：（女性活躍推進）（次世代育成支援）

従業員の月平均残業時間10時間以下を維持し、時間外労働の削減と過重労働の防止に継続的に取り組む

《取組内容》

- ・ 有給休暇取得を促進し、総労働時間削減
- ・ DXとIT・AIツールの活用により長時間労働抑制
- ・ 残業実績を月1回、各部へ共有をすることで残業抑制の意識付け向上

目標 2：（次世代育成支援）

男性の育児休業と配偶者出産休暇の合計取得率を 50%を維持し、社員全員が仕事と育児を両立しやすい環境構築

《取組内容》

- ・ 出生予定者に対し、必ず制度説明・意向確認実施
- ・ 役職者向けに男性育休推進の研修を年1回実施
- ・ 男性社員の育休取得事例を社内公表
- ・ 業務分担を事前に計画し、代行担当者を明確にし、取得しやすい環境整備

目標 3：（女性活躍推進）

管理職に占める女性の割合24%を維持し、企業価値の向上と持続的成長を実現

《取組内容》

- ・ 研修等キャリア支援実施
- ・ 育児・介護と両立可能な柔軟な働き方推奨（在宅・時差出勤）
- ・ 男性の育児休業取得促進による組織風土改革

令和 8 年 4 月 1 日

トランスコスモスパートナーズ株式会社